

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定および運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）の名称および所在地は、別表に掲げるとおりとする。

（供用部分）

第4条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は別図のとおりとする。

（開放可能日等）

第5条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、別表に掲げるとおりとする。

（施設の管理）

第6条 対象施設の管理責任者は、別表に掲げるとおりとする。

2 乙は、気候変動適応法および気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

3 甲は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞中に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第7条 甲は、秋田県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに乙に伝達するものとする。

2 乙は、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。

3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、乙においてこれを行うものとし、必要に応じ甲に協力を求めることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第8条 乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放にするよう努めるものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

(変更の協議)

第9条 乙は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い別表の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、契約締結日から 年 月 日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に疑義が生じた事項又は定めがない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市
秋田市長

住所
乙 氏名

別表

対象施設の概要等について

対象施設	名称		
	所在地	(郵便番号)	
		住所	
	電話番号		
	開放可能日 および時間帯	曜日	
		時間	
		特記事項	
	受け入れ可能人数		
	供用部分の概要	供用部分の名称	
		飲食の可否	
		椅子の有無	
		テーブルの有無	
		自動販売機の有無	
	熱中症特別警戒情報発表時以外の開放の可否		
備考			
管理責任者	所属部課		
	役職名		
	氏名		
	連絡先		
担当者	所属部課		
	氏名		
	連絡先電話番号		
	連絡先FAX番号		
	連絡先メールアドレス		
	休日・夜間の連絡先電話番号		
	休日・夜間の連絡先メールアドレス		